

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米国、メキシコ、カナダが 新貿易協定に署名

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブサマリー

2018年11月30日、アルゼンチンのブエノスアイレスでのG20首脳会議の期間中に開催された会合で「米国・メキシコ・カナダ協定(United States - Mexico - Canada Agreement、以下「USMCA」)」<sup>1</sup>が調印されました。この協定が発効するためには、重要な手続きがまだ多く残っていますが、今回の調印によって自由貿易の存続に向けた明確な道筋が描かれたこととなります。

新協定には次の重要な規定が含まれています。

- ▶ 自動車に関する原産地規則を以下の通りに変更
  - ▶ 域内原産割合の要件を62.5%から75%に引上げ
  - ▶ 自動車の40%が比較的賃金の高い労働者によって生産されることを必要とする労働価値割合を導入
- ▶ 協定を定期的に見直す条項を追加し、最初の見直しは6年後に行う
- ▶ 紛争解決プロセスでは投資家対国家パネルを実質的に廃止する一方、紛争解決パネルを残すことにより、紛争解決プロセスを近代化
- ▶ 米国酪農農家によるカナダの保護された市場へのアクセスを拡大

## 詳細

米国のトランプ大統領、メキシコのエト大統領(当時)、カナダのトルドー首相がそれぞれ協定案に署名し、2018年10月1日に3カ国によって合意されていた暫定条件が正式なものとなりました。各国の貿易交渉代表者、すなわち米国のライトハイザー通商代表、カナダのフリーランド外相、メキシコのビジャレアル経済相も協定に署名しました。

調印された新協定が発効するには、3カ国すべての議会によって承認されなければなりません。米国では、実施法案が議会承認を受けなければならず、議会は実施法案が提出されてから90日以内に批准する必要があります。メキシコで必要とされる手続きも同様で、協定は上院に提出されて審議の上、承認されなければなりません。最後に、カナダでは、USMCAは政府によって実施法案の形で議会に提出され、議会で審議された後、まずは下院で採決に付され、さらに必要に応じて補足法案が承認されなければなりません。

さらに2018年12月1日、トランプ大統領は議会に北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement、以下「NAFTA」)からの正式な離脱通知を提出する予定だと述べました。この離脱通知の提出から6カ月以内にUSMCAの実施法案及びNAFTA離脱が承認される必要があります。これで3カ国における自由貿易協定の存続が認められることとなります。

## 今後予想される展開

USMCAは3カ国の議会で承認されると、最後に承認した国の承認の通知の日から3カ月後に発効します。そのため、承認プロセスは2019年を通じて継続する可能性が高いと考えられます。USMCAが正式に発効するまではNAFTAに基づく既存の要件が引き続き適用され、企業はNAFTAの規定に準拠した貿易ルール及び規制に従い続けることとなります。

USMCAが発効するまでの間、輸入された自動車・自動車部品に対する米国通商拡大法第232条に基づく調査の状況にも特別な注意を払う必要があります。USMCAではサイドレターにおいて、追加関税が導入された場合にその適用の条件を緩和するというカナダとメキシコへの重要な譲歩が規定されているからです。

ただし、米国が協定の相手国に課している鉄鋼・アルミへの追加関税を撤廃するかどうか、カナダとメキシコが米国製品に課している報復関税に関して同様な措置を取るかどうかはまだ明らかではありません。

企業は3カ国の貿易交渉の動向を引き続き注視し、鉄鋼及びアルミに対する米国の追加関税制度の変更による影響や、それに対するカナダとメキシコの報復措置の変更がもたらし得る影響を把握する必要があります。また、企業は、米国がNAFTAを正式に離脱する可能性も考慮し、米国によるNAFTA離脱がもたらし得る関税・コストへの影響を試算し、準備を進めておくことも重要です。

---

## 巻末注

1. 重要な規定、付帯決議、その他の詳細を含む新協定USMCAの背景については、EY税理士法人のJapan tax alert 2018年10月10日号「NAFTAに代わる新貿易協定 USMCA」を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

大平 洋一  
原岡 由美

パートナー  
アンシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yumi.haraoka@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)